

議会運営委員会会議録

開閉日時 平成19年8月27日(月) 午前10時00分～午前10時53分
会 場 委員会室

1. 出席者

4番 北川 広 人、 6番 磯 貝 正 隆、 10番 寺 田 正 人、
14番 井 端 清 則、 18番 小野田由紀子
オブザーバー 議 長、副議長、
7番 佐 野 勝 已、 15番 岡 本 邦 彦、 16番 神 谷 宏

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

幸前信雄、杉浦辰夫、杉浦敏和、鈴木勝彦、・岡初浩、内藤とし子、
水野金光

4. 説明のため出席した者

市長、行政管理部長、文書管理GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 平成19年9月9日定例会について
 - (1) 議案の説明について
 - (2) 議案の取り扱いについて
 - (3) 一般質問の受付及び方法について

- (4) 決算特別委員会委員の指名について
- (5) 請願書、陳情書及び意見書（案）の取り扱いについて
- (6) 議員派遣について
- 2 高浜市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
- 3 その他
 - (1) 議会改革会議の決定事項について
 - ・決算特別委員会第1日目（9月12日）の証憑の閲覧時間の延長（2時間以内）について
 - ・委員長報告の簡略化について
 - (2) その他

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

議長挨拶

《議 題》

1 平成19年9月定例会について

(1) 議案の説明について

行政管理部長説明 それでは、9月定例会に付議させていただきます案件について、御説明申し上げます。案件といたしましては、諮問1件、同意1件、一般議案6件、補正予算3件、認定9件、報告1件をお願いするもので、合計21件でございます。まず、諮問第2号の人権擁護委員の推薦につきましては、現委員の原田絹代氏が本年12月31日で任期満了となりますので、再度推薦いたしたく、諮問させていただくものでございます。同意第6号の教育委員会委員の任命につきましては、現委員の神谷次男氏が本年9月30日で任期満了となりますので、引き続き同氏を任命いたしたく、御同意をお願いするものでございます。議案第36号の高浜市情報公開条例等の一部改正につきましては、

郵政民営化法等の施行に伴い、関係条例について所要の規定の整備を行うためのものがございます。議案第37号の高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、配偶者以外の扶養親族に係る補償基礎額の加算額を改定するためのものがございます。議案第38号の高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、指定管理者制度を導入する等のため、所要の規定の整備を行うものがございます。議案第39号の高浜市いちごプラザの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、高浜市いちごプラザの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものがございます。議案第40号の高浜市企業誘致等に関する条例の制定につきましては、本市の指定地域内において工場等の新設又は増設を行う事業者に対し奨励措置を講ずることにより、企業誘致の促進等を図るためのものがございます。議案第41号の市道路線の認定につきましては、開発行為により設置された道路の市への帰属に伴い、市道路線として認定するためのものがございます。次に、議案第42号の平成19年度高浜市一般会計補正予算（第3回）につきましては、5ページにありますとおり、歳入歳出予算にそれぞれ4億5,321万4,000円を追加し、総額を122億9,361万6,000円とするものがございます。今回の補正の主なものといたしましては、障害者就労支援奨励金支給事業として、障害者の就労意欲の向上と通所授産施設等の利用促進を図るため、194万1,000円を計上し、利用者に就労支援奨励金を支給するものがございます。また、生活道路新設改良費の市道新設改良事業として、吉浜地区内の「人形小路」を歩車道分離やハンプの設置、バリア・フリー化により、歩行者が安心して使用できる道とするための設計業務委託料として871万円を、市道豊田上畑線の神明公園東交差点での慢性的渋滞緩和のため、右折車線等を設置する道路改良工事費として2,200万円を計上するものがございます。議案第43号は、平成19年度高浜市介護保険事業特別会計補正予算（第1回）で、主な内容といたしましては、保険事業勘定では前年度繰越金の額の確定に伴い、一般会計繰入金及び基金繰入金の減額並びに介護給付費準備基金へ積立を行うものがございます。議案第44号は、平成19年度高浜市水道事業会計

補正予算（第1回）で、神明公園東交差点改良工事に伴い、工事費の増額を行うものでございます。次に、認定第2号から認定第10号までは、平成18年度一般会計、6特別会計及び2企業会計に係る決算認定でございます。決算書の2ページ、会計別決算総括表及び主要施策成果説明書の4ページの決算額年度比較表をお願いいたします。まず、一般会計では、歳入決算額126億6,030万8,755円で、予算現額と比較して2.7%の増、対前年比は5.1%の増となっております。一方、歳出決算額は、118億4,883万1,734円で、執行率は96.1%、対前年度比2.8%の増となっております。この結果、歳入歳出差引残額は、8億1,147万7,021円となっておりますが、決算書の208ページの実質収支に関する調書にありますとおり、実質収支額は6億3,198万1,021円となります。次に、特別会計でございますが、6特別会計の合計として、歳入決算額86億7,191万838円で、予算現額と比較して0.2%の減、対前年度比では0.8%の減となっております。また、歳出決算額は、82億4,771万6,231円で、執行率94.9%、対前年度比3.0%の減となっています。次に、企業会計でございますが、2企業会計の合計として、収入決算額23億8,508万8,479円で、対前年度比では19.5%の減で、また支出決算額は、25億3,714万3,567円で、対前年度比では17.3%の減となっています。次に、報告第8号は、市道の管理上の事故に関する損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、御報告させていただくものでございます。以上で9月定例会に付議させていただきます案件の説明を終わります。なお、要件が整えば、(仮称)高浜エコハウスの入札に伴う工事請負契約の締結の1議案につきまして、本定例会の最終日に追加提案させていただきたいと考えておりますので、あわせて御配慮賜りますようお願い申し上げます。以上、よろしくをお願いいたします。

質 疑 な し

市長挨拶

当局退席

(2) 議案の取り扱いについて

事務局説明 9月定例会の会期及び会議日程につきましては、既に6月21日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、会期につきましては、9月4日から9月28日までの25日間でございます。議案の取り扱いにつきましては、9月4日の本会議初日において、諮問第2号及び同意第6号を即決で願い、その後、議案の上程、説明をいただき、報告第8号の報告を受けます。9月6日(第2日目)と7日(第3日目)の2日間は、一般質問を行い、一般質問終了後に関連質問を願い、9月10日の第4日目は、総括質疑、決算特別委員会の設置、議案の委員会付託をお願いします。9月12日から14日までの3日間は、決算特別委員会において、認定第2号から認定第10号までの付託案件の審査を願い、9月20日の総務市民委員会においては、議案第36号の条例関係の1議案及び議案第42号の補正予算関係の1議案を審査願い、9月21日の福祉教育委員会においては、議案第37号から議案第39号の条例関係の3議案並びに議案第42号・議案第43号の補正予算関係の2議案を審査願い、9月25日の建設病院委員会においては、議案第40号・議案第41号の条例関係の2議案並びに議案第42号及び議案第44号の補正予算関係の2議案の付託案件を審査願うものでございます。また、議案第45号・議案第46号の議員提出議案につきましては、後ほどの議題で、皆さんで御協議いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。なお、最終日に先ほど当局から依頼がありましたように、エコハウス関係ですが「工事請負契約の締結について」の議案1件を追加上程させていただく予定ですので、よろしく願いいたします。

質 疑 な し

委員長 議員提出議案については、あとで御協議していただきますが、それ以外の当局より提示がありました案件につきましては、ただいま、事務局が説明

しました（案）のとおりに、決めさせていただいて、よろしいでしょうか。

異 議 な し

（３）一般質問の受付について

委員長 一般質問の受付は、議会運営に関する申合せにより、８月２８日、火曜日の午前８時３０分から８月３１日、金曜日の午後５時までとします。質問の順序は受付順とします。ただし、８月２８日の午前８時３０分以前に２人以上ある場合は、抽選により質問の順序を決めさせていただきます。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決めさせていただきます。なお、今回、一般質問をされる議員が数多く予想されますので、６日の最終者が午後５時までに７０分を確保できない場合、従来そこで打ち切りますが、次に予定される議員が、たとえ午後５時までに７０分を確保できないようなことが生じることになり、午後５時を超えることが予想されても、次の一般質問予定者が質問に入ることができるという、取り扱いにしておきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。事務局より説明をお願いします。

事務局長 従来、一般質問が５時までに７０分を確保するということが大前提で、その７０分がない場合は、時間が１時間余っていてもその日は終了していましたが、今回、質問者が１０名を越えるような状況でお聞きしていますので、できるだけ１日目で終わられる人は終わりたいということで、５時過ぎても一般質問を続けていただきたいということです。もちろん一人です。だから、最高７０分まで延長にはならないと思いますが、５時多少過ぎる時間に一般質問の初日になるということです。

委員長 事務局より御説明がありました。何か御質問があれば。

質 疑 な し

(4) 決算特別委員会の委員の指名について

事務局説明 決算特別委員会委員の構成メンバーは、4年間の構成表で、お決めにいただいておりますので、構成メンバーについて御報告させていただきます。決算特別委員会委員は、幸前信雄議員、杉浦敏和議員、北川広人議員、鈴木勝彦議員、・岡初浩議員、寺田正人議員、内藤とし子議員、井端清則議員、小野田由紀子議員の9名です。

意(6) 今の構成メンバーに・岡初浩議員が入っていますが、監査委員のため、内藤皓嗣議員と入れ替えをしたい。

委員長 ただいま、市政クラブより、「・岡初浩議員にかえて内藤皓嗣議員を」との申し出がございましたが、そのように変更してよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように変更しました9名を議長より指名することに、御異議ございませんか。

異 議 な し

(5) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて

委員長 本日までに提出のありましたのは、陳情書4件、意見書(案)1件です。陳情書につきましては、陳情第3号から陳情第6号までの4件ですが、この陳情につきましては、付託先の委員会を、御協議願いたいと思います。まず、陳情第3号「学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情」につきましては、どこの委員会に付託するか、御協議をお願いします。

意(4) 福祉教育委員会をお願いします。

委員長 ただいま、御協議いただきましたように、「陳情第3号」については、「福祉教育委員会」に付託することとして、よろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。次に、陳情第4号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情」につきまして、どこの委員会に付託するか、御協議をお願いします。

意（4） 福祉教育委員会をお願いします。

委員長 ただいま、御協議いただきましたように、「陳情第4号」については、「福祉教育委員会」に付託することとして、よろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。次に、陳情第5号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情」につきまして、どこの委員会に付託するか、御協議をお願いします。

意（4） 福祉教育委員会をお願いします。

委員長 ただいま、御協議いただきましたように、「陳情第5号」については、「福祉教育委員会」に付託することとして、よろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。次に、陳情第6号「市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情」につきまして、どこの委員会に付託するか、御協議をお願いします。

意（4） 福祉教育委員会をお願いします。

委員長 ただいま、御協議いただきましたように、「陳情第6号」については、「福祉教育委員会」に付託することとして、よろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。次に、意見書（案）につきましては、市政クラブさんより、「道路整備予算の確保に関する意見書（案）」が提出されていますので、その取り扱い及び案文について、御協議願いたいと思いますが、その前に意見書（案）について、磯貝委員から説明をお願いいたします。

意（６） それでは、「道路整備予算の確保に関する意見書（案）」について提案説明をさせていただきます。なお、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

（意見書案朗読）

委員長 ただいま、説明がありましたが、意見書（案）の取り扱い及び案文について、各会派から御意見をいただきたいと思えます。初めに、共産党さん。

意（１４） 従来から出されているような意見書の内容になっていますが、提出がされた際に私どもが指摘してきた道路特定財源のことについて、これは閣議決定も今日的にはされているということで、見直しが急務になっているわけですね。一般財源化するというのが国会内外の大きな流れになっているということを考えますと、当市がこの意見書を出すことに問題があるだろうと思うんですね。一度、持ち帰って検討したいとは思いますが、私どもの考え方はそこにありますので、できれば全会一致ということをお考えであれば、文言の訂正をしていただくこともお願いをしながら、一度持ち帰って検討したいと思えます。そのことで、文言の訂正に応じる用意があるのかどうか、そのことだけ聞いておきたいと思えます。

委員長 次に、公明党さん。

意（１８） 一度、持ち帰らせていただきたいと思えます。

委員長 参考までに新政クラブさん。

意（１６） 特に問題ないと思えます。

委員長 政風会さん。

意（７） 同様です。

委員長 平成クラブさん。

意（１５） 同様です。

委員長 各会派より、御意見等をいただきましたが、この意見書（案）につきましては、持ち帰りとしてよろしいでしょうか。

異 議 な し

意（６） 修正の語句によると思いますが、いずれにしても持ち帰りの上での提出になると思いますので、そのときに考えさせていただきます。

委員長 各会派より、御意見等をいただきましたが、この意見書（案）につきましては、持ち帰りとしてよろしいでしょうか。

異 議 な し

（６）議員派遣について

事務局説明 お手元の「議員派遣について」をご覧くださいと思います。この件に関しましては、高浜市議会会議規則第１２９条により、議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定するというので、別紙のとおり「議員派遣について」を本会議最終日に議長発議で行いたいと思います。内容につきましては、三州瓦・陶管陶土器見本市が大阪府大阪市において開催されますので、１０月２４日及び２５日の２日間、議長と建設病院委員長が参加する予定ですが、議長は議会を代表するというので議員派遣の対象にはなりませんので、建設病院委員長の水野金光議員を派遣させていただくというものです。

異 議 な し

２ 高浜市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

委員長 次に、一つ 高浜市議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題とします。この条例の一部改正につきましては、２議案提出されてい

ます。まず、市政クラブより提出されていますので、提出者の磯貝委員から提案説明をお願いします。

6番説明 定数削減条例の提案説明を簡単にさせていただきます。議会は行政に常に改革を求めていることは御案内のとおりです。私ども市政クラブは、昨年の9月議会、それを受けての市民の皆さんの直接請求、また、さらにこの4月の市議会選挙という一連の流れの中で、市議会も自ら改革を進めていかなければならないという確信を深めたところではあります。そこで、この定数削減の提案をさせていただきます。昨年の9月議会の私ども同僚議員の賛成討論にもありましたが、14に削減ということも検討した上での16に削減ということでもありますのでよろしく願いいたします。それでは、案文を読み上げます。

(案文朗読)

委員長 次に、政風会及び新政クラブより提出されていますので、提出者の佐野議員から提案説明をお願いします。

7番説明 提案議案の案文については、すでにお手元にあるかと思っておりますので、案文朗読は省略させていただきます。それでは、提案説明をさせていただきます。私たち3期生は4名残っておりますが、過去2回の選挙で削減を経験しています。加えて、先の選挙では、削減できるか、あるいはできないかということで選挙間際までもつれていました。その結果、新人の方の中には、一度は出馬の取り止めを決心され、選挙準備が遅れてしまったとの話も聞いています。そこで、提案理由ですが、1番として、まず、削減は民意と捉えています。2、新たに志を持たれる方にとっては定数は大きな問題です。選挙のたびに削減が議論されるならば、ここで大きく削減を行い、その後しばらくは削減しない方が良く考えるものです。3、職員の削減は物件費が増大しますが、議員の削減は増大せずに効果が大きい。以上の提案理由に加えて私は1期生のときから議員定数削減については信念として削減しなければならないと確信していることは議員各位には先刻御承知のとおりであろうかと思っております。幸いにも1期生のときに削減の提案者として大方の議員の賛成をいただき、削減できました。なお、議員定数削減条例のように議員の身分に関わる条例などは一人でも多くの議員が賛成という姿が望ましいとも考えていますので、御理解をいただ

くようお願いして終わります。

委員長 ただいまの2議案の説明に対して、質疑がありましたら、お願いします。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、この議案の取り扱いについて事務局より説明をお願いします。

事務局長説明 従来、議員定数関係条例は、議会全体の問題なので、議員全員が意見を述べられるような形がよいというようなことで、委員会付託を省略して全体審議を行うこととし、別途一日日程を設けて、議案審議を行っています。今回に当てはめてみますと、当局の日程等を確認したところ、19日を質疑に当てるということになろうかと思えます。皆さんで、御協議をお願いいたします。

委員長 ただいまの説明に対して、御協議をお願いします。

意(6) 19日という提案で結構です。

委員長 ただいま、6番委員から19日でということですが。

異 議 な し

委員長 御協議をいただきましたが、この取り扱いについては、そのようにしてよろしいでしょうか。

異 議 な し

3 その他

委員長 次に、一つ その他(1)議会改革会議の決定事項について、まず、決算特別委員会第1日目、9月12日ですが、証憑の閲覧時間の延長、2時間以内について、事務局より説明願います。

事務局長説明 この件については、昨年度、一昨年度の2年間にわたり、議会改革会議をやっていただいた中で、決算特別委員会については、告示を1日早める、これは今回告示を1日早めさせていただいています。それから、閲覧日の時間延長2時間以内を行うということで結論が出ています。これについては、延長に対するルールづくりとかそういう手法を御協議いただきたいと思います。

委員長 ただいまの説明に対し御協議をお願いします。

意(6) 延長する場合は、だらだらとやってもいけないので、16時、午後4時までに議会事務局へ通告していただいて延長するということにしたらどうかと思います。いずれにしても部課長がそのまま後ろにいるというのも大変だとは思いますが、よろしくをお願いします。

委員長 だいたい、6番委員から4時までに通告をしておくということですが、何かほかがあれば。

意(6) 時間外の場合の職員の待機は監査事務局、会計グループ、議会事務局も含めて各一人というぐらいでどうかと思いますが。

委員長 6番委員から時間外の場合は、各一人ついたらどうかということですが、その点についてはどうですか。

意(14) 今、6番委員から発言がありましたが、しゃくし定規に4時までにとというのはいかがなものかなと思うんですね。取り扱い的には、もっと議会内部の申し合わせの中身になるんで「概ね」と「概ね4時をめぐりに」とすべきではないのかなと思います。もう一つは、従来の決算委員会の証憑等で確認する際には、部課長が常時会場に詰めているという場面はなかったように思うんですね。だから、監査と事務局ぐらいだったと思いますが、必要なときにその職員から担当職員を呼んで内容を説明する、というのが従来型の運営の仕方だったので、それを要するにわからないところ、事前に質問することにきちんと答弁できる職員であれば私はいいいんじゃないかなと思うので、それが部長であったり課長であったりという役職は問わずして必要な職員の時間外の延長に対応できるような仕組みをつくっておくということを申し合わせすべきではないのかなと思います。

事務局長 従来のパターンを若干、説明させていただきます。今、井端委員よりありましたとおり部屋に事務局と監査事務局、会計グループ各一人が待機して、適宜呼ぶということにしていました。時間外になりますと、5時以降になりますと3人待機というのは当然だと思っておりますが、各部長なり、課長なりをすべて待機させておくというのはいかがなものかと、事務局としては御検討いただきたいなと思っております。

意（14） それは、決算委員会に詰めるという話ではなくて、庁内に待機をさせるというものを含めて時間外についてはいかがなものかなという判断なんですか、それは。

事務局長 職員の勤務時間は5時15分となっておりますので、5時15分過ぎてもわかる職員が残れと命令するのはいかがなものかと私どもとしては考えておりますが、御協議の結果は尊重しなければいけないかなと思っております。

意（14） だから、概ね4時をもって時間延長ということがわかるわけだから、その範囲で対応できるような仕組みをつくっておけば、私は、事足りると思うんで、そういうような扱いをすればいいんじゃないですか。

意（15） 今、井端委員のおっしゃるように私は、もし時間外になるようであったらルールとしてその職員に残っていただくということになると思います。しかし、今、事務局長から話があったように5時15分をめぐりに終わるように議員の方も努力しておくべきだと思うわけです。ちょっと参考に聞きたいんですが、今まで時間外になったようなことはあるんですか。

事務局長 今まで、時間外に対応したことはありません。

意（6） 基本的には、私の考えは16時までしっかり前に時間があるということと、1日早めてのお知らせがあるわけですから、十二分に、例えば3時から来て1時間やってまた4時からというような延長の仕方ではなくて、皆さんその辺の御理解をいただいていることとは思いますが、そういった意味でできるだけきちんと前からお調べいただいて、できるだけ延長する場合は、それでも足らなかつたら16時という意味で私は発言していますのでよろしく願いいたします。

意（14） 6番委員が言われたことは当然のこと、それぞれの議員がしっか

りと自覚しながら証憑の審査に当たる、当然のことだと思うんですね。ただ、言えることは、1年間の予算を執行した結果が決算として表れるので、その中身を年間200億円超すようなお金を2、3日のかえがたい時間の中で微に入り細に入りというところまでいくと、時間がいくらあっても足りないということなんで、それぞれの議員が努力はしますが、なおかつ、慎重に調査をすることであれば、時間延長がやむなしという場面も時としてつくられるわけですね。その扱いをどうしようかというのが今回の提案の結果、一定の線が出たということなんで、それをまたさらに自らの調査内容を縛るといえるのはいかなものかなということが私の提案なんで、4時をもってというのは弾力的に扱うべきだということで、「概ね」という形ですべきだと思います。

事務局長 事務局としましては、時間外になった場合、待機するのは議会事務局、監査事務局、会計グループを各1名残し、他のグループについては時間外については縛らないという形でやっていただくとありがたいということです。必ず、他のグループも全部残れということになりますと、何が質問がくるかわからないので、全グループ5時以降終わるまで待機せよという依頼をしなければならなくなりますので、従来の3グループが5時以降は残るという形でしていきたいと思っておりますが、御協議をお願いします。

意(6) 時間の延長は大いに結構だと思いますが、職員の縛りの方を、今14番の井端委員がおっしゃったように、例えば議会事務局、監査委員事務局、会計グループ、その辺のわかる人間がいるということですので、その辺でいかがでしょうかということですが。

意(14) 改善がされて最初の決算委員会の取り組みということになるので、まずは1回これでやってみようということにしたいと思うんですね。やってみた結果、やっぱりちょっと調子が悪いよということであれば、再度このことを議題にして、要は質問者が意図とするところがきちんと説明できる職員がいるかないかというところが問題になってくるんで、それは決算委員会の本番でやればいいじゃないかということになるけども、事前の審査で事前の説明が求められると決算委員会に臨む姿勢や対応がそれぞれ違ってくるものがあるものだから、できれば質問に対する説明がきちんと行われればそれに越したことは

ないんで、今回やってみてうまくいけばそれでもいいと思いますが、とりあえずわからないことなんで、とりあえずやってみようということで了解したいと思います。ただ、時間延長については、先ほど言ったようにしゃくし定規にとるというのは問題だと思います。

委員長 なるべくなら時間内でということをお願いします。次に、委員長報告の簡略化について、事務局より説明願います。

事務局長説明 これについても、昨年度の議会改革会議のまとめの7で委員長報告についてはインターネットに掲載、製本、閲覧可能とし、簡素化に務めるというふうな報告になっています。お手元に資料として議会のホームページを付けさせていただいています。特別に検索機能とかは設けませんが、19年3月定例会 本会議 第1日の1ページを見本ですね。それから、もう1枚めくっていただいて、18年の予算特別委員会を見本として付けさせていただいています。こういう形でホームページに掲載可能ということになりましたので、簡素化に務めるのかどうかということを御協議いただきたいと思います。

委員長 ただいまの説明に対し、御協議をいただきたいと思いますが、何か。

異 議 な し

委員長 御意見もないようですので、そのようにお願いいたします。次に、次回の議会運営委員会において、12月定例会の日程を決定したいと思いますので、その開催日を御協議いただきたいと思います。案としまして、9月25日の火曜日、建設病院委員会終了後、また、その後に委員協議会が開催されるようであれば、建設病院委員協議会終了後に開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

異 議 な し

委員長 それでは、9月25日、建設病院委員会終了後、また、委員協議会が開催されるようであれば、建設病院委員協議会終了後に開催ということで、よ

ろしくお願いいたします。

委員長挨拶

閉会 午前10時53分

議会運営委員長 署名